

広島県建築安全安心マネジメント計画
令和6年度アクションプログラム

令和6年6月

広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

目次

令和6年度アクションプログラム	3
1 既存建築物の安全性の確保	
2 災害発生に伴う被害の未然防止	
(継続取組) 平成23年度重点施策に係る評価指標の実績値の算出	4
1 中間検査・完了検査の徹底	
参考 アクションプログラムの基本的な考え方	5

令和6年度アクションプログラム

広島県建築安全安心マネジメント計画（令和2年6月改訂）に基づき、次のとおり重点的に取り組む。

1 既存建築物の安全性の確保

■取組事項

① 【定期報告制度の適確な運用による維持保全の推進】（継続）	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・「定期報告の一覧及び提出状況」のホームページによる公表 ・「建築防災講習会」の実施 	定期報告率の向上
② 【違反建築物対策の徹底（防災対策に関すること）】（継続）	目標
<ul style="list-style-type: none"> ・「違反建築物適正化マニュアル（日本建築行政会議〔JCBA〕2019年4月版）」に基づいて、建築基準法に違反する建築物に対する取り締りや是正指導に係る事務処理マニュアル（広島県版）を策定する（広島県が策定の後、各特定行政庁へ情報提供）。 	違反建築物対策の推進

2 災害発生に伴う被害の未然防止

■取組事項

広島県耐震改修促進計画及び市町耐震改修促進計画に基づいて、建築物・住宅の耐震化に取り組む。

（参考）広島県耐震改修促進計画（第3期計画）の進捗状況

重点施策の対象		耐震化率等の現状 →目標
耐震診断義務付け対象建築物	大規模建築物	耐震化率：88.7%（R5末）（219棟〔耐震性あり〕/247棟〔全体〕） →耐震性不足の建築物を概ね解消〔R7末〕（残り28棟）
	防災業務等の中心となる建築物	耐震化率97.0%（R5末）（795棟〔耐震性あり〕/820棟〔全体〕） →耐震性不足の建築物を概ね解消〔R7末〕（残り25棟）
	広域緊急輸送道路沿道建築物	耐震化率：36.6%（R5末）（82棟〔耐震性あり〕/224棟〔全体〕） →耐震性不足の建築物を概ね解消〔R7末〕（残り142棟）
住宅		耐震化率：84.5%（R2）→92%（R7）

(継続取組) 平成 23 年度重点施策に係る評価指標の実績値の算出

1. 平成 23 年度重点施策に係る評価指標の実績値の算出

平成 23 年度重点施策の次の重点項目に係る評価指標の実績値について、令和 6 年度も引き続き算出し、目標値の達成状況を確認する。

1 (2) 中間検査・完了検査の徹底

■令和 5 年度実績算出

○検査済証交付率：令和 3 年度中の確認済証交付済物件のうち、検査済証を交付した件数の割合（令和 6 年 3 月末時点）

○中間検査合格証交付率：令和 4 年度中の確認済証交付済物件のうち、中間検査合格証を交付した件数の割合（令和 6 年 3 月末時点）

■目標値・評価指標

項目	令和 5 年度末実績	令和 6 年度目標
中間検査合格証交付率（※ 1）	98.2%（※ 1） （R 4 年度分）	100% （R 5 年度分）
完了検査済証交付率（※ 2）	97.9%（※ 2） （R 3 年度分）	100% （R 4 年度分）

（※ 1）中間検査合格証交付率 = $\frac{\text{当該年度の確認済証交付物件の内、中間検査合格証を交付した物件}}{\text{当該年度の確認済証交付済物件のうち、中間検査対象物件}}$
（実績・目標共）

（※ 2）完了検査済証交付率 = $\frac{\text{当該年度の確認済証交付物件の内、完了検査済証を交付した物件}}{\text{当該年度の確認済証交付済物件（検査済証の交付がない計画変更、用途変更の件数は除く）}}$
（実績・目標共）

参考 アクションプログラムの基本的な考え方

1 趣旨

本県の建築行政の円滑かつ的確な業務を執行するための中核となる「広島県建築安全安心マネジメント計画（以下、「マネジメント計画」という。）」を平成23年4月に策定し、「広島県建築安全安心マネジメント推進協議会」が一体となって取り組むべきビジョンを示したところである。

本計画を推進するにあたって、今後重点的に取り組む施策や目標を明確にするとともに、構成団体各自の年度ごとの具体的な取り組み方法の共有化を図り、継続的な取り組みを実行するためにアクションプログラム（以下、「プログラム」という。）」を策定する。

2 プログラムの策定について

策定にあたっての基本的事項は次のとおりとする。

(1) 策定期間、策定主体

- ・「プログラム」は、広島県建築安全安心マネジメント推進協議会において、承認を得て決定する。
- ・「プログラム」は、単年度ごとに策定することを原則とする。

(2) 構成内容

重点施策の選定方針、重点施策の選定、具体的取り組みの共有化、目標値、改善等で構成する。

(3) 効果の検証

- ・毎年度、目標達成状況を点検・評価し、必要な改善を行う。
- ・PDCAサイクルにより、継続的な改善を行い、実施効果を高める。

(4) 重点施策等の見直し

次年度当初に、実施効果を検証・評価し、次期プログラム（目標等）に反映する。
必要に応じて、「マネジメント計画」の見直しを行う。

(5) 周知、公表

毎年度、「プログラム」及び「目標達成状況」を広島県建築安全安心マネジメント推進協議会において公表する。

3 プログラムの構成について

(1) 重点施策の選定方針

- ・本プログラムの重点施策の選定方針は、「マネジメント計画 第4 取組み事項」を基本とし、「マネジメント計画 第7 取組み事項一覧」から選定するものとする。
- ・重要度や緊急度を考慮して計画的に選定する。
- ・建築物の安全安心の向上に関する事項を最優先の施策とし、続いて建築物の質の向上に繋がる施策を展開するような順位付けを行う。
- ・協議会全体で取り組む重点施策として、2～3項目選定する。
- ・構成団体において、地域の実情や業務内容、執行体制に応じて、個別に重点施策を実施することも可能とする。
- ・重点施策の継続について、達成状況に応じて次期プログラムで再選定を考慮する。

(参考)

(「広島県建築安全安心マネジメント計画」第4 取組み事項 抜粋)

- 本協議会が取り組む事項は、「第7 取組み事項一覧」のとおりとする。
- 取組に当たっては、法令遵守を徹底した上で、関係機関と連携し、限られた人員・予算の中で適正かつ効率的に行なうため、年度当初において、重要度や緊急度に応じて計画的かつ弾力的に、取組み事項から選定あるいは設定し、実施していくことを基本とする。
- 各特定行政庁及び関係機関・関係団体等において、選定あるいは設定された協議会の取組み事項の他に、実情により取り組むべき事項がある場合は、取組み事項から選定あるいは設定し、実施していくこととする。

(「広島県建築安全安心マネジメント計画」第7 取組み事項一覧 抜粋)

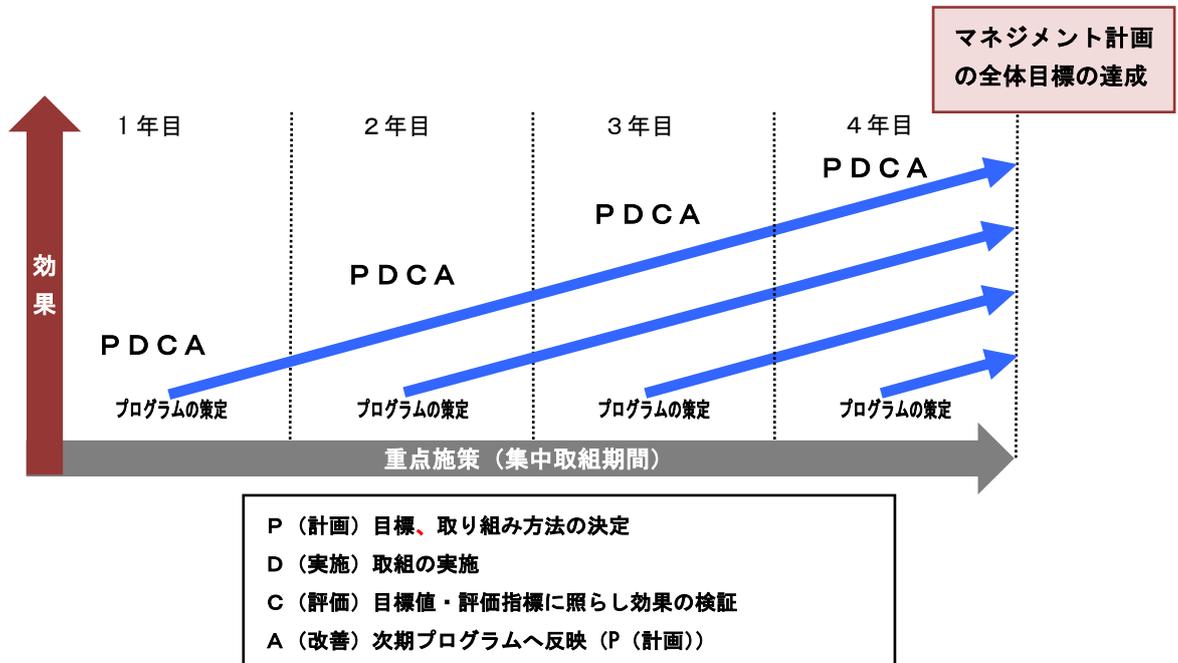
- 1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保
- 2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底
- 3 違反建築物等への対策の徹底
- 4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保
- 5 事故・震災時の対応
- 6 消費者への対応
- 7 執行業務体制の整備
- 8 良質な建築物の供給と確保

(2) 目標

- ・ 重点施策について、当該年度の目標を記すものとする。
- ・ 目標を数値化することが困難な場合にあっては、一定の評価が可能な目標を設定する。

(3) 実施スケジュール

原則、単年度であるが、各重点施策の実施結果を検証した上で、再度設定することも可能とする。



(4) 具体的取り組み方法

「マネジメント計画」に示された目標の達成に向けて、各構成団体が取り組む具体的方法について、相互に提案することで情報の共有化を図り、各々が参考にして取り組むとともに、必要に応じて取り

組みの連携を図るものとする。

また、構成団体各自の取り組みに当たっては、出来るだけ、「実施手法」、「実施人役」、「実施時間」、「実施件数」等を具体的に設定し、実績結果を記録することにより、実施効果を具体的に評価・検証できるものとし、その取り組みについて協議会で報告を行ない、協議会全体の実施効果の底上げを図ることとする。

(5) 明示事項

P D C Aサイクルの視点により、各段階での達成状況の管理を行なうため、次の項目について、明示する。

計 画 ■ 広島県建築安全安心マネジメント計画 第8 目標及び施策

実 施 ■ 取組のポイント ■ 取組事項

評 価 ■ 目標値等と達成状況（実績値）

改 善 ■ 次期プログラムへの反映

4 広島県の役割について

広島県においては、当プログラム策定に係る現状分析・事例調査を行うと共に、各構成団体間の調整を行う。

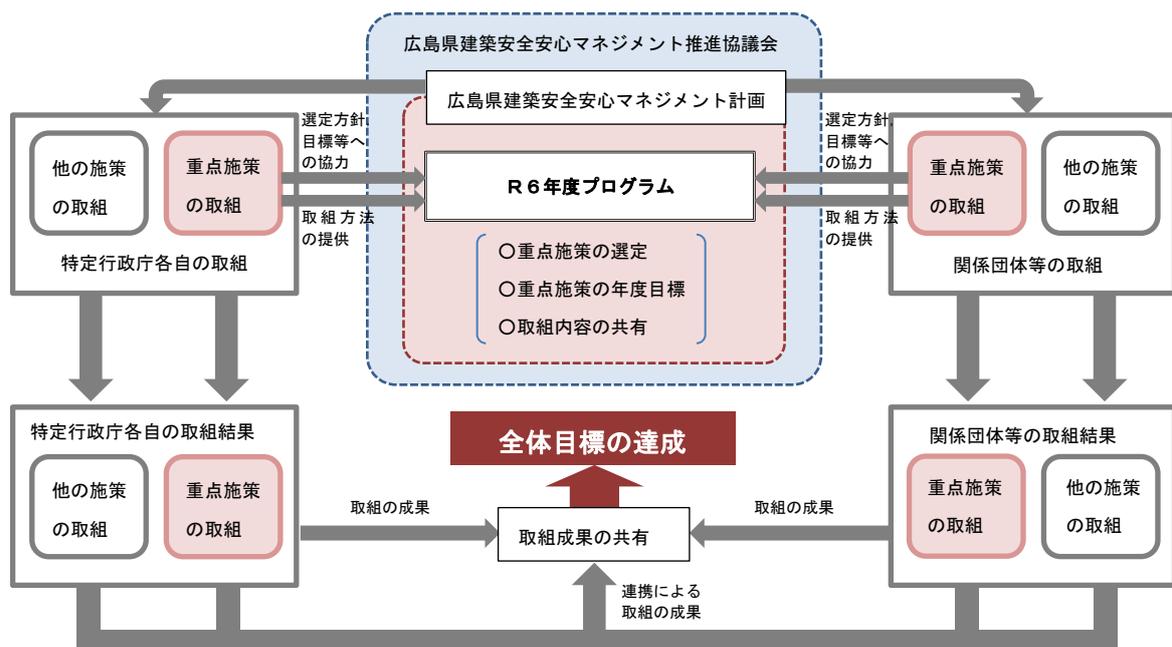
また、重点施策については、率先的に具体的な取組事項を提示し、実施するとともに、他の構成団体が円滑に取り組みを実施するために協力する。

5 各構成団体の役割について

各構成団体は、当プログラムの策定に協力するものとする。

策定の協力を当たっては、重点施策について個々の人員や組織体制の現状や役割分担等を勘察し、協力可能な取組をできるだけ具体的に提案する。

なお、特に主体的に取組事項が無い構成団体については、他構成団体より協力依頼があった場合は、連携して取り組むことに協力するものとする。



令和6年度プログラムの位置づけと各構成団体の役割

広島県建築安全安心マネジメント計画 第7 取組事項

大項目	小項目	マネジメント計画に沿って各自が着実に実施する取組	令和6年度協議会重点施策
1 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保	(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	◎	△
	(2) 中間検査・完了検査の徹底	◎	
	(3) 工事監理業務の適正化とその徹底	◎	
	(4) 仮使用認定制度の適確な運用	◎	
	(5) 建築確認申請等の電子化の推進	◎	
2 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底	(1) 指定確認検査機関等・指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督の徹底	◎	
	(2) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底	◎	
	(3) 設計者・工事監理者・施工者に対するコンプライアンスの啓発	◎	
3 違反建築物等への対策の徹底	(1) 違反建築物対策の徹底		◎
	(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底	◎	
4 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保	(1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保		◎
	(2) 建築物の耐震診断・改修の促進		◎
	(3) 建築物に係るアスベスト等の対策の推進	◎	
	(4) 既存建築ストックの安全性の向上と有効活用	◎	
	(5) 土砂災害対策の推進	◎	
5 事故・災害時の対応	(1) 事故発生時における迅速かつ適確な事故対応	◎	
	(2) 災害時の迅速な対応を可能とする体制整備等の構築	◎	
6 消費者への対応	(1) 消費者への対応	◎	
	(2) 住宅の防犯対策	◎	
7 執行業務体制の整備	(1) 各特定行政庁内部組織の執行体制	◎	
	(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制	◎	
	(3) データベースの整備・活用	◎	
8 良質な建築物の供給と確保	(1) 環境負荷への低減の推進	◎	
	(2) バリアフリー化の促進	◎	
	(3) 良質な住宅の供給と確保の推進	◎	

◎：実施する取組

△：平成23年度重点施策の事項に係る評価指標の実績値の算出

※ 各特定行政庁及び関係機関・関係団体等において、選定あるいは設定された協議会の重点施策の他に、実情により取り組むべき事項がある場合は、取組事項から選定あるいは設定し、実施するものとする。

※ プログラムは、単年度ごとに策定することを原則としているため、重点施策の継続については、達成状況により、次期プログラムでの再選定について考慮する。